

羽村市学校保健会 講演会

強い体にやさしい心く運動遊びからの学びく

かかをつけたまましゃがむことができずか？手首が十分に反り返りますか？

現代の子どもは、スマートフォンやゲームの普及に伴い、外遊びで全身を使って動く習慣が減少傾向にあります。積極的に運動をしている子どもたちも、一部の筋肉や持久力は鍛えられ運動能力が高いにもかかわらず、柔軟性や運動機能のバランスが損なわれていることもあると言われています。

この講演会では、日常的にどんな運動をしたらいのかなどについて紹介します。

日時 7月4日(土)午後2時40分～
会場 コミュニティセンター3階ホール

※直接会場へお越しください。

定員 200人(先着順)

参加費 無料

講師 山崎律子さん(株式会社余暇問題研究所代表取締役)

主催 羽村市学校保健会

問合せ 学校教育課学務係 ☎ 358



図書館 ハーブ観賞会

ラベンダーをはじめ、いろいろなハーブが見ごろを迎えます。フレッシュハーブティーのサービスや、ラベンダースティック作り体験などもあります。

ハーブの香りにつつまれて、くつろぎのひとときを過ごしませんか。

日時 7月4日(土)午前10時～午後2時(小雨決行・荒天中止)

会場 図書館屋上

参加費 無料

主催 ハーブはむら

※直接会場へお越しください。

問合せ 図書館

☎ 554-22

80



▲咲きほこるラベンダー



季節かざり「七夕かざり」

館内と旧下田家住宅の2か所で七夕かざりを展示します。

展示期間中には、館内の「工作コーナー」で短冊に願い事を書いてかざることが出来ます。郷土博物館の七夕を楽しむませんか。

日時 6月27日(土)～7月12日(日)の午前9時～午後5時

※旧下田家住宅の七夕かざりは午後3時45分まで(旧下田家住宅の見学時間は午後4時まで)です。

※月曜日は休館です。

会場 館内オリエンテーションホール・旧下田家住宅

入館料 無料

問合せ 郷土博物館 ☎ 558-2561



▲願い事を書いてかざろう！

「認知症予防ファシリテーター」 育成研修参加者募集

市では認知症予防事業の一環として、講演会などのサポートや9月から開始する「脳の若返り講座」で参加者のグループを支援していただくファシリテーターの育成研修を行います。

ファシリテーターとは

推進者・支援者という意味です。「脳の若返り講座」では、グループ活動の支援や、楽しい・自立的なグループづくりの促進といった役割を担っていただきます。

※3日間の研修を受講していただきます。

研修日程 7月8日(水)・9日(木)・13日(月)

会場 市役所1階多目的室

募集人員 3人程度(申込多数の場合)

は抽選)

申込み・問合せ 6月16日(火)～29日(月)

(土・日曜日を除く)の午前8時30分から午後5時までに、電話または直接高齢福祉介護課高齢福祉係 ☎ 176へ

軽自動車税の税率改正

平成27年度税制改正により、次のとおり軽自動車税の税率が変更されます。
問合せ 課税課市民税係 ④162

バイクなどの軽自動車税

平成27年度から新しい税率が適用される予定でしたが、適用開始が1年間延期され、平成28年度から新税率が適用されます。

■バイクなどの軽自動車税額（年額）

区 分		現行税率	新税率
		平成27年度まで	平成28年度から
原 付	50 cc以下	1,000円	2,000円
	50 cc超 90 cc以下	1,200円	2,000円
	90 cc超 125 cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪（125 cc超 250 cc以下）		2,400円	3,600円
専ら雪上を走行するもの		2,400円	3,600円
小型二輪（250 cc超）		4,000円	6,000円
小型特殊	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他（フォークリフトなど）	4,700円	5,900円

平成27年3月31日までに新規登録した車両で、登録後13年が経過するまでは、現行税率（下表

三輪・四輪車の軽自動車税

■三輪・四輪車の軽自動車税額（年額）

車種区分	税 率		
	①現行税率	②新税率	③重課税率 平成28年度から
	平成27年3月31日までに新規登録した車両	平成27年4月1日以降に新規登録した車両	新規登録後13年 が経過した車両 (中古車含む)
三 輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用	営業用	5,500円	8,200円
	自家用	7,200円	12,900円
四輪貨物	営業用	3,000円	4,500円
	自家用	4,000円	6,000円

(*)1…初めて車両番号の指定を受けた時期は、自動車検査証（車検査証）の初度検査年月で判断します。

(*)2…重課税率とは、環境に配慮する観点から、新規登録から13年経過した車両に対し、14年目以降に適用されるものです。新税率に対して20%加算となっています。

①が適用されます。

平成27年4月1日以後に新規登録する車両（初めて車両番号の指定を受ける車両(*)）から新税率（左表②）が適用されます。

平成28年度分から、新規登録をした月から13年経過した車両（電気軽自動車・天然ガス軽自動車・メタノール軽自動車・混合メタノール軽自動車・電力併用軽自動車・被けん引自動車を除く）は、「重課税率(*)」（左表③）が適用されます。

6月23日(火)～29日(月)は

男女共同参画週間

毎年6月23日～29日は、男女共同参画社会基本法の目的や理念に対する理解を深めるための「男女共同参画週間」です。

内閣府では「女性の力を活かして元気な地域社会をつくるために、身近な女性の活躍を地域ぐるみで応援するキャッチフレーズ」を募集し、今年度は「地域力×女性力＝無限大の未来」を最優秀賞に決定しました。

男女共同参画研修会

市でも、男女共同参画週間に合わせて、「女性が輝くためのコトと本音」と題して、市内で輝く女性たちの取組みを紹介し、女性の活躍についてみんなで一緒に考える、男女共同参画研修会を行います。

日 時 6月25日(木)午後1時～3時

会 場 ゆとろぎ

※詳しくは、広報はむら6月1日号9ページをご覧ください。

市の取組み

平成23年度に策定した「羽村市男女共同参画基本計画」（平成24年度～平成28年度）に掲げた六つの基本目標を実現するため、さまざまな施策に取り組んでいます。また、計画に掲げた各事業について進捗状況を明らかにするため、進捗状況調査報告書を作成し、公表しています。

「羽村市男女共同参画基本計画」「実施計画」「進捗状況調査報告書」は、市役所3階企画政策課窓口・1階市政情報コーナー、図書館、市公式サイトでご覧いただけます。
問合せ 企画政策課企画政策担当 ④315

